

令和3年第5回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月13日(木) 13時30分から15時43分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原	心一						
会長職務代理	7番	森安	正						
委員	1番	水田	義郎	2番	平山	則雄	3番	横山	実男
	4番	森田	良彦	5番	岡田	修一	6番	堤	昭雄
	8番	宗石	和彦	9番	西村	広幸	10番	西岡	久
	11番	山崎	彰	12番	三木	克司	13番	上島	陽子
	14番	鍵山	佳広	15番	小松	和啓	16番	三谷	富重
	18番	岡本	博臣						

4. 欠席委員 (1名)

17番 山内 茂

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
第4号	農地法第4条の規定による届出取消について (報告)
第5号	下減面積の設定について
第6号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第7号	使用貸借返還通知報告について
第8号	農地法第5条の規定による届出について (報告)
第9号	香美市農用地利用集積計画について (諮問)
第10号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	川村 周作
農地主事	森本 宏
農地係長	公文 直樹

7. 会議の概要

議	長	開会 (13時30分) それでは、皆さんこんにちは。まだ推進委員さんで見えてない方がおいでますが、ほとんどの方がご出席いただいておりますので、ただ今より、本日の会を開催したいと思います。 欠席がですね、 委員から欠席が届いてますが、ご報告をしておきます。 なお、議案、調査書に訂正がありますので、あとで事務局の方から訂正をさ
---	---	--

せていただきます。

本日の議事録の署名人につきましては三谷委員、岡本委員にお願いしますのでよろしくお願いをしたいと思います。

皆さん方もたいへんコロナ禍の中ですね、いろいろと制約があるかと思いますが、全国的にコロナが拡大していくなかで、香美市におきましてはワクチンの接種が始まってきゆうというふうなことを今日聞きました。私も申し込んでますけれども、まだ順番がきませんが、何か話を聞きますとあいうえお順に進んでいくということらしいです。私の聞いた人はやゆよのよと私はもう最後になるねっていうふうな話を聞いたんですが、まだ皆さん方の中でご家族、また本人にまた接種の連絡がきた人はおりませんか。

議長

きちゆう。やっぱり早い順やおかね。あいうえおの早い順番と聞いております。今日はですね、本日の会にあたりまして、皆さん方それぞれ仕事も忙しい人もおれば、早稲地帯においてはですね、若干こう落ち着いてきたかなあというふうな感じももてますが、季節柄今日もこんな天気ですが、何かこう寒い日があったり、暖かい日があったりして今年は稲の生育が若干おかしゅうないろいうかというふうな感じもしております。それでは本日の会を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

それでは議案に沿いまして順次すすめて参りたいと思いますが、議案の中でですね、取消の分もありますけれども、その取消の経過等について私の方から若干ご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

すいません、訂正がありますので、事務局から少し説明をさせていただきます。

事務局

事務局の川村と申します。こんにちは。それでは資料の訂正の説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。1ページの農地法第3条の申請番号2の[]と[]さんの分ですけど、これについては取下げの申出がありましたのですいません。今回の議案から除けてもらうようにお願いします。それとページ数11ページの議案第5号別段の面積(下限面積)の設定についてのページ、11ページの一番下にあります、農地法施行規則第17条の第2項の別段の面積0.1aのこのこの適応する区域の字が抜けてまして、2段目の物部町山崎110番1というところの山崎の後に字上高尾が入りますので申し訳ありません。山崎の字、上下の上に高知の高、尾っぽの尾、字上高尾が入りますので、申し訳ありません、そこを追記してください。変更と訂正については以上です。

議長

それではすいません、議案第1号の説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町松本字コヲタ430番、地目は田、面積は922㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,177㎡、譲渡理由は贈与、譲受理由は受贈、資料は1です。

2番、は取り下げになりましたので、続いて3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町松本字西藤296番、地目は田、面積は1,074㎡、外2筆、計3筆で合計面積が1,172㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は4,468㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は3で10a当たり853,242円で総額1,000,000円になります。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字五反田385番、地目は田、面積は1,237㎡、外6筆、計7筆で合計面積月5,790㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は6,974㎡、譲渡理

山は経営縮小、高齢化と労力不足となります。譲受理由は経営規模拡大、資料は4で10a当たり300,000円で総額1,737,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町萩野字押ムト918番、地目は畑、面積は133㎡、外1筆、計2筆で合計面積が678㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲渡理由はその他（空き家バンクの登録物件）、譲受理由はその他、（空き家バンクの登録物件）になります。資料は5で宅地、建物込で総額3,800,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問はありませんか。各段ありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので私の方から最初にも説明をさせていただきましたが、議案番号2番のですね、取り下げになった案件ですが、実は、前月の27日にですね、菰生野の部落の4人の方からですね、農業委員会で説明を聞きたいというふうなことで前回榎を植えた土地、家の近くへ榎を植えた土地についてですね、地元の人はですね、反対だと、何とかしてほしいというふうな話で来られました。私と事務局とで対応をさせていただきましたが、■■■■さん、■■■■さん、本人も来ていただきました。それで希望としてはですね、どっかに撤去してほしいというふうなことで話がありましたけれども、■■■■さんもすぐにそれを撤去できるというふうな状況ではないと、ただ撤去する意思はあります。ただし、2年とか3年とか待ってほしいというふうな話でした。それから部落の人についてはですね、その後へ木とか榎を植えてほしくないという希望を持っています。ただそれは最終的にはどういうふうになっていくかはまだわかりません。

■■■■さんもですね、その木を伐採してまだそのまま切り捨てるという思いは持ってません。香美森林に組合をお願いをして山に植えちゅう、別のところで植えちゅうところで、結構鹿害があつてですね。皮を食べられて枯れるというふうなこともあつて枯れたところに移植をしたいと、それで少し待って下さいという話でした。それは部落の人でもですね、ある程度承諾をいただいております。ただ部落の人の話ではですね、菰生野の部落では水路の掃除であつたり、それから部落でせなあいかん、いろんな決まりごとがあつてですね、そういうことは決めちゅうと。そして、木は杉・ヒノキは植えないというふうな申し合わせをしちゅうらしいですね、部落で。いくつか項目があつてですね、そういうふうな決めちゅうらしいですので、それやったら売る人はそういう説明をしてくれたら良かったのにねというふうなことを私も言いましたけれども、何かそれに対してはですね、説明を■■■■さんは受けてなかったというふうな話です。結局双方がなかなか上手くみ合わんところもありましたけれども、■■■■さんも誠意をもってですね、菰生野の部落の方にもですね、後日、ご夫婦で説明に行つたらしいですけども、また物別れになちゅうという話でした。毎回毎回この農地法第3条の調査書っていうのが出てくると思います。今回の場合にもですね、取り下げをする前にはですね、最後の下の端に第2項第7号というところで、下から2行目榎の栽培に対する承諾をもらっていますというふうに書かれていますけれども、前回の榎にもこういうふう書いておつたというふうな思いですが、そこに住んでおる人がですね、承諾をもらっていますというふうな書きちゅうのに承諾をしちゃあせんというふうな、知らざつたというふうな思いを伝わってきたがです、私には。この文章をですね、本人もコピーをくれということで本人も持ちちゅうわけです。部落としてはですね、榎を植える時

には隣地の承諾が欲しいという気持ちを持ちゆうと思います。私もその時から会があった後にですね、今度のこの議案書が出てきたときに写真の資料の写真の2番ですかね、それを見るとですね、周辺にハウスがあったり、それから農地もあったり、家もあったりというふうな写真が資料の2-3の中の3とか4とかに出ておりますので代書屋さんを通じてですね、■■■さんの方に連絡をしてくれた。すべて周辺の農地に対しては同意を取ってほしいというふうなことをお願いをしましたところ、同意がいただけない部分があったかもわかりませんが、今度取り下げになったというふうなことになってます。すべての農地に対してこういう場合には同意が欲しいというのが私の気持ちでしてですね、後々もめごとにならないようにするためにはこういう方法も致し方無いんじゃないかなあという判断の元にですね、そういうふうにさせてもらいました。これから後も売られるという予定をしておる人も若干思惑が違うでしょうし、■■■さんとどういふ話になっていくか、私の方でもまだ予測つきませんが、そういう方法でそういうことをお願いをした関係でですね、こういうふうに取り下げになったんじゃないろうかと思えます。これが果たして正しいか、無理なお願いをしちゆうか、ちょっと私も判断をしかねるわけですけど、こういう方法でお願いをした関係でこうなったと思えますけど、まあひとつその点をご了解いただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひをします。この件に関して、また議案第1号に関してですね、ご質問があればですね、有難いと思ひますが、何かご質問ありませんかね。

推進委員
(10番)
議長

すいません。

はい、どうぞ。

推進委員
(10番)

その4人が事務局へ来ちよったという話ですけど、それは区長さんも入ってましたか。

議長

入ってました。

推進委員
(10番)

入ってました。それとその樞を植えたところの家の人と、その人も入ってましたか。仲介した人も入ってましたか。

議長

家の人とは最近引っ越してきたという。その人は来てません。

推進委員
(10番)

その人は入ってないですか。

その人がやっぱり一番除けてほしいという話があったみたいです。私もいろいろこの件に関しては、本当にもうちょっと葦生野の部落の人にもう何十回も話を聞いて一応部落としてはその5年なら5年間は見守ってほしいと、それはようわかりますという話を聞きましたけどね。またそういうふう言うてきたということは部落の中でまた会をしてそういうふうになったがじゃおかって思うて、そこのあたりを妙に聞いた話とまた違うきと思うて。

議長

そこのところの話はですね、事務局の方ではもっとわかるよね、私の方は会をするので来てくださいなって言われたので行っただけで、それまでのことについてはですね、私あんまり聞いてません。ただそういう話、部落の人から事務局の方に再三来られて、それから議案書なり、いろんな書類をですね、どういふ経過で認めたかというようなものをかまん範囲でコピーを欲しいとか言うふうなことで来てですね、私は別にそんな隠すことではないので構いませんよと出しちゃってくださいというのは言うてありました。

推進委員

私も先月ちょっと休んでて議案書を事務局の方で見せてもろうて、見たらこ

(10 番) れやったら問題はないなあと思うて。向こうの方にも説明をして、話をしたけどね。和田さんに聞いて。

事務局

すいません、事務局の方からちょっとだけ説明をさせていただきます。
武内さんがおっしゃっている方って三方がその榎を植える農地で開かれた方ですが、事務局の方には電話がありました。話し合いをするっていう当日の朝に電話があつて、自分たちとしては全部除けてほしいですと、植えちゅうのをということでしたが、事務局はどちらの話にも、どちらかの味方になるというそういうことではないので、今日地元の方がいろんな方が何人かいらっしゃるけれどもその方と一緒に話をされているんですよって聞いたたら、そうですね、おっしゃってて実際出席されてた[]さんとかもそちらのお家の方もそういう思いを持っていますって代弁しますっていう形でおっしゃってましたので、それは皆さんの意向として代表で4人がお見えになったと思っております。

議長

榎についてはですね、最初の認めた時に柚子程度の大きさに育てて、それで実を取って、それからパウダーと油を取るという話でしたので柚子と同じような育て方をするのであれば問題はないだろうということに認めてきたがですけども、最近になって何か新聞にですね、榎の基盤の話とか300年とか500年とか育てるとそういう良いものが取れんとかいうようなことが新聞に出てですね、そんなに大きくせられたら私の代ではかまんけど、子供、孫の代になったらどんなになるかわからんなるよ。せつかくこういうところで新しく移ってきて住んでくれる人が出来たのにですね、もう人が来てくれんようになると心配をされたということとその人の気持ちを伝えるに役場の方に来られたという思いをしています。最終的に[]さんもですね、気持ちよくかどうかはわかりませんが2年、3年の間にはですね、どこかに移転をしたいと移植をしたいという気持ちを持って答えていただきましたので私はそれを待ちゆうということなんです。それであとどんなにするのかということについてはですね、まだ何も聞いておりません。そういうことです。ほんで次に出てきた写真を見るとハウスもあつたり、家の近くであるので同意をどうしてももろうてほしいという話をしたところ、すべてに同意がもらえなかったという、私の勝手な判断ですけど、もらえなかったんで取り下げをしたんじゃないだろうかというふうな判断をしています。以上です。他に何かありませんかね。はい、どうぞ。

推進委員
(7 番)

すいません、その榎の木のこと、以前質問もしたところですけど、家の近くに[]さんが耕作地を購入してですね、もう4年位になると思うんです。月に1回位は来て下草を刈りに手入れには来てます。前も質問したようにどれくらいの大きさに育てるのか何年位経ってですね、実になってどれくらい実を取る期間があるのか、上をですね、成長点を切るのかどうなのか、そのままほつといてですね、まあ300年も置かれたら家の周りが暗がりになりますのでそこんところどういふふうな経緯でその実を取るのかちょっとお伺いしたいです。

議長

そのところはなかなか私では判断がしにくいところですが、一番最初に言ったように柚子の木程度に育てて、実を取って、その実からいろんな物を取るというふうなことを聞いてます。一番最初にこれを認めるときにですね、ほんなら銀杏と一緒にやいかと、銀杏は実を取るがやけどもやっぱり銀杏を植えちゅう人がおつてですね、そういう思いで植えちゅうやったら榎は植えられんというわけにはいかんじゃないかえと、ただし柚子程度の木で育ててもらって実を取ってもらいたいという気持ちは持っています。そういう判断で認めています。ただ[]さんも雄木、雌木があつて、実が生らない木もありますって話してくれました。ただし、それが何年経ったら本格的に実がついてどれくらいで、どういいますかね、自分の思惑の量が取れるじゃないかということについてはね、

全然まだ未知数だと思います。その後全国農業新聞やっただと思いますが、日本農業新聞、どっちやったらう、奈良県です、樫の実を1キロ180円か、なんか買い上げると昔はその樫の実がですね、いろんな動物の食べる分になって、食害になってくるけれども、今になったら、そのやっかいもの樫の実が売れるようになったのでそれを集めて販売をしようかというようなところがちょっと記事に出てました。そんなところです。ご心配をされゆうのはわかりますが、この間も言うてあります。この木のいつ頃になったらどれくらいのところを切つてとかね、そういうところを皆さんが心配をしているのでということも言うてありますけど、すぐに即答です、何mになったら切りますとかそういう返事はもらってません。周辺に家があるところはやっぱりね、心配ですよ。ただ、山へほんなら植えたらえいやんかという思いもあるかもわかりませんが、なかなか山を買って新しくそういう木を植えるっていうたらやっぱり木を伐採をして、また下を草を刈ったりしてから植え始めるということになると今の農地で作りゆう所の耕作放棄地を買って植えた方が非常に楽ではあると。ただ、今■■■さんが心配しよったのは田んぼにはそういう木はありつかん。根っこが下へいくと排水の悪いところに突き当たると枯れるというふうな心配はしてました。これから先私は会をやった後で今日の案件が出てくるとは思いませんでしたので、もう買わんじやないろうかと思いましたが。やっぱりこういう言い方すると悪いんですけど、売りたい人もおるがですね。結局自分が耕作ようせんし、誰でもかまん、買うてくれるんやったら買うてもらいたい。まあいへば何に使われても文句は言わんよっていうような感じで売りたい人もおると思います。今回についてはですね、どうしても周辺の同意をもらうてほしいというお話をさせていただいた結果がこういう結果になってますので、まあハードル高うなってますね、極端な話、そんなもんは買う側植える側については必要は無いらねえと云われればですね、そういうことになるかもわかりません。そんなの必要あるかよと云われたときにですね、私として、そして委員会の皆さんとしてはやっぱり同意をもらうてほしいという気持ちはあろうかと思しますので、そういう方向で香美市の農業委員会はいきたいと。これが法律に照らし合わせたらそんなこと言えませんと云われるかもわかりません。そういうことで進めていきたいと思っております。以上です。他に何かありませんか。はい。

推進委員
(7番)

その件についてですけど、確かに転作で銀杏を植えてますよね。銀杏を出荷せんなってですね、家の周り、10m、20mの山になってますけど、それと同じようになるんじゃないですか。ほんでやっぱり売る時、買う時に本人だけやなしに周囲の同意も必要じゃと思えます。それとまあその出荷する収穫する計画というのもしっかり示してもらいたい。

議長

そういう計画をですね、聞きたいという意見があるよということはお伝えします。

森安さんどうぞ。

委員(7番)

はい、すいません、若干関連するかもしれませんが、うちの集落では耕作ようせんが高齢化で耕作ようせんが、田と何とかできんろうかということで、この農業委員会にも1回、売りたい貸したいに希望を出したことがあります。そうして何かのうちに柚子の栽培をしゆう人と話す機会があつて、こうこうじゃがどうじゃおつて言うたら、そりゃあ柚子作るってことになりました。柚子の場合は今まで何十年も見なくて、これくらいの本で柚子は取ると高枝バサミで取るようなことはないということはおわかりましたもんで世話しました。その代わり、圃場整備した田へ樫を植えて言うたら、私自身も躊躇したと思うし、樫を植えるんやったら将来的に放棄地になつてもかまんようなところじゃないといかんってことは頭の隅にありましたし、私の受け持つ地区に猪野々がありま

す。それはもう荒らしたら雑木は生えるし、そういうところを最初のうちでしたけど、ひらい上げてくれて確か妥当 30 万くらいやったと思います。もう御の字で世話をする人もそう買ってもろうて柚子を作ってます。榧を作ってます。榧も太りが悪うて、そんなに太ってないですけど、将来的に放棄してもかまんようなどころじゃないといかんかなあと私は頭の隅にありましたし、それからうちの集落で座談会がある時にもうよう作らんがどうしよう、柚子も場所悪いし、榧を植えようかというた時に、中には榧っていうたら木じゃあきん、碁盤にするような、太らしてするのが榧じゃあが、そりゃあまあ、若干説明もして、それと何回ばあ前じゃあお、■■■■さんも呼んで榧の栽培ってこうしたもんじゃあということで香北町では白川というところで、ちょっと家から離れたところへも植えて何年にもなる、これやったら問題なからうということ、うやむやと言うたら農業委員としたら落第かもしれんけど、榧はなかなか家近なんかにはどうもと思うき、頭の隅にはありました。それはそれでこの谷相の土地です。その人からも相談が 1 回ありまして誰かにあたってもらいたい。何とか売りたい、貸したいに出して何とかしたい。これ出さんづつかね、売りたい、貸したい。もし出してないとしてもやっぱりそうした場合は隣近所へ言うか、田んぼで作ってあげるように、加地子はさておき、そうやって地元でも協力をせんと、放棄地がますます、これ、あの何年かもう草も、人雇うて刈りゆうと思います。ほいたらもちろん、人夫賃もかなりいるし、大変だと思います。ほんで最後にたどり着いたのが■■■■さんだったと思います。その辺も地区なり、関係の農業委員なりが協力しおうて、あの田を榧を植えられたら困るき、もうお互いに加地子はさておき、何とか作る方法は無いろうかというような考え協議を持つのも自分らあの責任ではないかと思ひます。まあ、うちの集落は柚子も植えていく予定ですが。柚子の場合には中山間の交付金らあなかなか難しゅうなあってきて、集落協定の運営も厳しゅうなるきんていう話もありますけど、なんぼでも増やすわけにはいかんけど、柚子をうちの場合は幸いに柚子だけでいく方行ではおりますが。榧を植えるとしたらもう便利の悪い、周りに影響が無いようなところへは榧を進めなあいかなあと思ひてますが、まあここらあはなかなか、圃場整備をしておる田もあるし、中心的なところすき、何か周囲の人、地区的に何とか考えてあげて加地子はさておきっていうのを何回も言うけど、こうやって水田を守っていつちやった方がえいと思ひますが、何とか皆さんの知恵を出しおうて、前向きにしていったらと思ひます。以上です。

議

長

全面的に私は森安さんの意見に賛成ですが、なかなか水田にするとか他のもので野菜を作るとか言っても、なかなか高齢化が進んでる地域なんか難しいと思ひますよね。私、常日頃から香美市なんかに言うがですけど。香美市全体で農業公社をこしらえてですね、その公社がこういうところを作りに行くっていつこまでは行かんかもわからんけども、管理をすると、そしてまたどこから、遠いところの県外からですね、ここで農業をしたいというふうな人がおったときにこういうところを紹介するというふうなことをしていくとうまくこう繋がっていきやあせんろうかと思ひますがですよ。ただ部落の人の中で何かこの土地をしちやりやうて言うてもその部落の人手も手いっぱい、まあ高齢化もすすんでですね、なってくるまぜ作っちゃおとか、管理をしちやおとか言う人はまぜおらんと思ひます。ほんでまあ、公社が手伝いをしてですね、公社はお金があるかもわかりませんけど、それは香美市が考えることであり、また農協が考えたりしてですね、そういう方法を取っていただければ非常にありがたいと思ひます。まあ、あのよそでは、先進事例で、南国市には南国のスタイルというふうな形のものがありますし、まあ、ああいう形が取ればですね、非常にありがたいですけども香美市はいきません。誰もそういうふうなことで、私が腰をたたいても誰も旗を振ってくれません。まあ、私の同級の■■■■の■■■■にも再々言ひました。おらがやらなあいかななるき、おらいややと言われたけど、そういうふうにはですね、先に立ってやるっていうのはな

かなか、まあ人材はおらんとしますので、森安さんの意見は、私もよくわかりますが、ひとつ協力していただけてやっていく方法を考えたいというふうに思ってますので、またご協力していただくことがあるかもわかりませんが、お願いしたいと思います。まあ、あの私の方から勝手にですね、■■■■さんに周辺の同意をもらって欲しいと言ったことについてはですね、自分としてはこれがどういうふうに言われるか知らんけど、そこまで言われんじやないかよと言われるかもわからんけど、私としてはそこまで言ってですね、先程言われたように、家近、またはハウスの近、優良農地の近に柵を植えることについては問題は発生してくるということの基に話をさせていただきました。これで良かったかなあと思うわけですけど。耕作放棄地になっちゃう土地がますます今は柵ばかりか草ばかりか知りませんが、これに木が生えてきたりするとですね、大変なことになってくるわけですが、こういう案件が出てきたときにこの地域を持っておる委員さんはですね、是非とも周辺の人にいろいろとこう意見を聞いたり、周辺の人もみんなあどっこもこんなになってくるき、もう何植えてもえいわよっていうふうな意見をもっていればまた別ですけど、まあそういうことですね、委員さんの役目を果たしていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それではすいません、他に何かご意見はありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
1番、申請地は物部町五王堂字ムネ599番1、地目は田、面積は17㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、建築延面積は17㎡、申請事由は、「転用者の先祖の墓地は、転用者住居から上部の山林内に、狭く急峻な道（赤線道）を徒歩で10分程度上った場所に位置し、家族の高齢化等のため墓参りに不都合となっている。申請地は市道を利用すれば交通が便利であり、墓地を移設するには適地である。一方市道に提供した残地であり、周辺農地での柚子栽培のような農業に利用するには手狭である。申請地の面積については東西隣接地等から納骨堂設置部分が出来ただけ見えにくくするため植栽を施すので必要である。」ということです。

資料は6で農地区分はその他の農地第2種農地で調査員は横山委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため2種農地になります。以上です。

議長 すいません、補足説明を調査員の横山さんからお願いしたいと思っております。

委員（3番） 補足説明を致します。資料6-2、アスファルトで舗装しておる所が農道でして、それと国道の2-2にある分の黄色字の部分ですね、ここが、この大きく囲んだ黄色の部分全部中山間の指定になってまして、申請について説明をしたときに、ここは中山間になつとるんで言うんで、しばらく、約1年待つて時間かかりました。それとこの周りの土地のですね、承諾書ですか、利用

計画図を見てもらったら、周りの土地で同意書があるっていう分が3箇所ですか、あと隣家の方も同意をもらってるようですので、これについては問題無いと思います。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、議案第2号農地法第4号の規定による許可申請についての質問はありませんか。

委員（8番） はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員（8番） これ、中山間へ入ってて、1年経ってからというんですが、中山間は1年経って除けたってことですか。

委員（3番） そうです。外れたから申請できました。

議 長 他にありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 他に無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は使用貸借権、申請地は土佐山田町中野字中山丸272番3、地目は田、面積は206㎡、外1筆、計2筆で合計面積273㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は分家住宅、転用事由は「借人は現在、高知市のアパートに居住しているが、子供も生まれ手狭となり、一戸建て住宅の建築を希望していたところ父が土地を貸してくれることになり、申請地に分家住宅を建築したい。申請地は両親の家に隣接しており、将来の介護においても便利である。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の1団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は7で調査員は原委員です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町影山字カヂカブ326番、地目は田、面積は419㎡、外2筆、計3筆で合計面積629㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電、転用事由は「当該地は現在の所有者が相続後、農業に従事する親族もおらず、草刈等の維持管理を行うのみの耕作放棄地となっているため、有効活用が出来ないかと当社に太陽光発電設備設置地としての買い取り打診があった。太陽光発電パネル、パワーコンディショナーの設置及びパネル間の隙間、資源エネルギー庁のガイドラ

インに基づいた維持管理のための十分な通路及びメンテナンスや草刈等 ゴミ仮置きとしての作業スペースを考えると申請地全体の面積を必要とする。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地であると判断されます。資料は8で調査員は森田委員です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字中野509番、地目は田、面積は106㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,359㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電、転用事由は「当該地は現在の所有者が相続後、農業に従事する親族もおらず、草刈等の維持管理を行うのみの耕作放棄地となっているため、有効活用が出来ないかと当社に太陽光発電設備設置地としての買い取り打診があった 太陽光発電パネル、パワーコンディショナーの設置及びパネル間の隙間、資源エネルギー庁のガイドラインに基づいた維持管理のための十分な通路及びメンテナンスや草刈等ゴミ仮置きとしての作業スペースを考えると申請地全体の面積を必要とする。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地であると判断されます。資料は9で調査員は小松委員です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字池野本504番1、地目は田、面積は671㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電、転用事由は「当該地は現在の所有者が相続後、農業に従事する親族もおらず、草刈等の維持管理を行うのみの耕作放棄地となっているため、有効活用が出来ないかと当社に太陽光発電設備設置地としての買い取り打診があった。太陽光発電パネル、パワーコンディショナーの設置及びパネル間の隙間、資源エネルギー庁のガイドラインに基づいた維持管理のための十分な通路及びメンテナンスや草刈等ゴミ仮置きとしての作業スペースを考えると申請地全体の面積を必要とする。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地であると判断されます。資料は10で調査員は小松委員です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字中野505番2、地目は田、面積は1,304㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電、転用事由は「当該地は現在の所有者が相続後、農業に従事する親族もおらず、草刈等の維持管理を行うのみの耕作放棄地となっているため、有効活用が出来ないかと当社に太陽光発電設備設置地としての買い取り打診があった。太陽光発電パネル、パワーコンディショナーの設置及びパネル間の隙間、資源エネルギー庁のガイドラインに基づいた 維持管理のための十分な通路及びメンテナンスや草刈等ゴミ仮置きとしての作業スペースを考えると申請地全体の面積を必要とする。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地であると判断されます。資料は11で調査員は小松委員です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町菰生野字ヤナヅ787番1、地目は畑、面積は312㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は倉庫1戸建て、駐車場、転用事由は「自宅近くに作業場がなくて困っていたところ、倉庫、作業場として利便性がある本申請地を知り合いから売ってもらえることになった。倉庫兼作業場、駐車スペース、廃材置き場として本申請地面積は必要である。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は12で調査員は小松委員です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字クロアイ

1194番、地目は田、面積は792㎡、外3筆、計4筆で合計面積2,042㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は駐車場、運動場、転用事由は「譲受人は障害者施設を運営しているが、職員の駐車場が不足しているので、施設に隣接する申請地に駐車場を作りたい。また、施設の利用者が運動、散歩するための運動場も作りたい。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は13で調査員は宮地玄一郎推進委員です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字クロアイ1197番4、地目は田、面積は72㎡、外1筆、計2筆で合計面積74.83㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は公衆用道路、転用事由は「現在、譲渡人及び、周辺農地の所有者は北側の農道を利用しているが、今回譲受人が駐車場を作ることとなったので、申請地を進入路として利用し、周辺農地の所有者も利用できるよう公衆用道路としたい。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は14で調査員は宮地玄一郎推進委員です。

9番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字クロアイ1196番3、地目は田、面積は35㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は公衆用道路、転用事由は「現在、譲渡人及び、周辺農地の所有者は北側の農道を利用しているが、今回譲受人が駐車場を作ることとなったので、申請地を進入路として利用し、周辺農地の所有者も利用できるよう公衆用道路にしたい。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は15で調査員は宮地玄一郎推進委員です。

10番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町大井平字弓場279番合併、地目は田、面積は684㎡、外7筆、計8筆で合計面積4,327㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電、転用事由は「太陽光発電による売電事業を行うにあたり、採算のとれる広さと日当たり、維持管理の容易さを考え、適当な場所をさがしていたところ、周囲を道路に囲まれ、日当たりを妨げる建物等の建つ可能性も低いと考え申請地を選択した。所有者は高齢の為、今後の耕作の継続に不安を抱えていた。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地であると判断されます。資料は16で調査員は竹村推進委員です。

11番、権利の種類は地上権設定、申請地は香北町菲生野字松林18番3、地目は畑、面積は863㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,104㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電、転用事由は「当社は太陽光発電事業を行っており、以前から太陽光発電に適した土地を探していた時に、日当たりが良く太陽光発電を行うには最適な土地と思われる申請地を見つけ、所有者の両者に申請地の状況を伺うと、高齢のため、今後耕作する可能性は非常に低いとのことであり、土地の有効利用と当社の事業のために当該申請地を選びました。面積としては、設備自体の面積と定期点検及びメンテナンス時の作業場、通路として申請面積が必要。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地であると判断されます。資料は17で調査員は小松和啓委員です。

12番、権利の種類は地上権設定、申請地は香北町美良布字馬場屋敷480番、地目は田、面積は687㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電、転用事由は「当社は太陽光発電事業を行っており、以前から太陽光発電に適した土地を探していた時に、日当たりが良く太陽光発電を行うには

最適な土地と思われる申請地を見つけ、所有者に申請地の状況を伺うと、高齢のため、今後耕作する可能性は非常に低いとのことであり、土地の有効利用と当社の事業のために当該申請地を選びました。面積としては、設備自体の面積と定期点検及びメンテナンス時の作業場、通路としての申請面積が必要。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地第2種農地であると判断されます。資料は18で調査員は小松委員です。以上です

議長

以上説明がありました。数がけっこう多いですので、慎重に審議していただきたいと思えます。すいません、最初にですね、私に関係する案件がありまして退席をさせていただいて森安委員さんに議長になっていただいて、3件、申請番号7番、8番、9番、ここに■■■■さん、■■■■と出ておりますが、私そこでですね、理事を一緒にしておりますので関係が致しますので、すみませんが、森安さんをお願いをしたいと思いますので先にその案件をお願いします。

——議長退席——

議長代理
(7番)

久しぶりの農業委員会に來まして忘れておりましたが、ただ今会長の方から7, 8, 9について審議をして決定する、議決するようにお話がありました。7, 8, 9について全部宮地さんですね、説明をお願いします。

推進委員
(2番)

これ■■■■といまして、クリーニング工場がこの資料、13-1ですね、道路の左のブルーがかかった工場です。それから事務棟と第二の工場とそれから一番下に障害者支援施設の■■■■があります。ここで今回転用したい駐車場ですね、現在は非常に駐車場が不足して、道路の傍に停めてるような状態なのでその駐車場を作りたいと、この地図上で言いますとここに障害者施設がありますね、■■■■って、その右側に1197-1、これが749㎡かな、これとですね、1197-1と1198-1がこれが駐車場になります。1194と1195がですね、これを運動場にしたいということでこの施設の人たちの運動場として、そこに芝生を植えて運動場として利用したいということです。それで次のですね、8番の1197-4と1198-2、それから9番の1196-3というのがですね、これをいわゆる進入道路としてですね、近所の人も入って来れるように、農地を持って入る人も入って来れるように公衆用の道路にしたいということで14-1の点線の部分の上ですね、1197-4と1198-2、それから15番の1196-3、ここの上の部分が進入道路で、公衆用道路として使用したいと。大雑把に言いますと大体次のとおりです。今の説明した通りです。

議長代理
(7番)

はい、使用場所等についての詳しい説明がありました。補足説明がありましたが、この3件についてご質問のある方はお願いします。特にございませんでしょうか。

——質疑なし——

議長代理
(7番)

それでは無いと認めまして、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

——異議なし——

議長代理
(7番)

異議なしと認めます。
この3件について賛成する方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長代理
(7番)

はい、全員賛成です。有難うございました。

——議長入席——

議長

どうも有難うございました。すいません、補足説明が事務局の方からありますので、それを先にしていただいて、また調査員さんから報告を願いたいと思いますのでよろしくお願ひします。

事務局

すいません、事務局から補足説明をさせていただきます。
一番の案件についてですね、写真の資料の7-2を開いて下さい。資料の7-2に軽トラが停まっていますけど、停まっているところの黄色い線のところが今回の申請地ですけど、それ以外の線から右側の方の枕木のスペース等については次回の6月の定例会の議案として4条の申請が上がってきております。農業用駐車場、それから農業用の資材置場、それから農業用の作業場として転用したいとのことで、もちろん分筆しております。それで資料7-3の4の写真で既存の浄化槽のコンクリートが右の方のところに、④の建物の下の方にですね、この黄色の枠外に右端のところにコンクリの浄化槽がありますので、そこについても非農地証明願ひの申請が提出されておりますので、両方とも分筆して来月6月の定例会の方に上がっておりますので説明しておきます。それともう一つですね、10番の案件につきましては利用権設定をソーラーの関係で香北町大井平のソーラーの関係ですけど、今、現在利用権の設定をしておりますが、次回の6月の定例会の案件として農地法の18条の6項の賃貸借の合意解約の通知がすでに提出されておりますので補足説明として説明させていただきます。以上です。

議長

以上で補足説明が終わりましたので、順次入って行きたいと思ひます。
1番について私の方から説明をさせていただきます。先程補足説明がありましたようにですね、■■■■さんの方から、先程事務局が言われたように7-2のページ①、軽四が停まっちゃうところから奥へはですね、新しく建てる家の進入路として使われますが、右側の枕木を置いちゅうところについてはですね、資材置場とか農業用に使うというふうなことで申請が上がってくるということになってます。
格段ですね、親がおる隣にお家を建てられるということですが、格段問題はないであろうというふうな判断をさせていただきます。親の介護ということがよく出てきますが、まだ介護に至らんような元気な人ですので、介護にはならないと思ひますが、兄弟、子供さん男の子2人おりまして、お兄ちゃんの方いうたかな、お兄ちゃんの方がちょっと遠い、県内の高知市の方の住いをしちゅうと、弟は栄町いうたかな、そっちの方でもうすでに家を建てて住いをしゅうということで、家の近へ、一人が家を建てて、分家住宅を建てられるということですのでご報告をさせていただきますと思ひます。続きまして、すいません、2番、森田さん。

委員(4番)

資料の8-1をご覧いただきたいと思ひます。場所につきましては龍河洞線の間口からテクノパークへ入って行くところから下約100mのところに地藏寺というお寺があります。その前になります。それと資料8-2と8-3につきましては申請場所となっております。4月の16日だったと思ひますけれども、現場を確認致しまして、別に問題無いと判断致しました。以上です。

議長

はい、有難うございました。すいません、小松さん、いくつかありますが、

3, 4, 5, 6、それから飛ばしてありますが、すべて一気に済まして下さい。すいません。

委員 (15 番)

太陽光の関係が4名、7筆出てきております。そしてその他の件が1筆、全部で8筆出てきておりますので、その内太陽光の3名、4筆ですか、これは場所は隣接していますのでまとめて一緒に説明させていただきます。

5ページの■■■さんのやつが、図面では資料の9番へ出ております。そしてこの■■■さんのやつが資料の9の1番2番です。そしてその次へいきまして資料の10-1、10-2、これが■■■さんの分になります。それともうひとつ、めくっていただいて資料の11-1、11-2、それが■■■さんの関係になります。そしてもうひとつページをめくっていただいて、ずっとめくっていただいて資料18です。18-1と2です。それで1回すいませんが、資料11-1を見て下さい。資料11-1で右の上の方、白く写っておるのが、大宮小学校です。そこから100m200m位のところに②、①というのがあります。それが対象の土地ですけど、その横に右手にハウスがあります。これニラを作っている■■■の■■■さんのハウスですけど、このハウスを覚えちゃっていただきたいです。そのハウスの右側に手前向いて農道が入っております。その農道の四差路から農道を上へ上がってくる角に細長い道路が沿ってあります。それが■■■さんの2筆です。ちょっと段差がありますけど、筆数は2つです。そして農道を上がってきてハウスの一番手前にちょっと見えている田んぼがありますが、それが■■■さんの分です。それから■■■さんという11番の持ち主の分ですが、それがハウスの左側にある土地です。この土地を持っている方がハウスを建てておる方の土地にあてております。そのあててない分を太陽光にする予定です。それともう1件はその1番ハウスの手前側を一段ちょっと上へ上がったところに墓地があって、農地があります。それが、18番を開けて下さい。資料の18番の1へさっきの■■■さんのハウスの上段にこれが■■■さんの土地です。その周りには墓地があります。そのハウスをぐるりと囲むような状態で1箇所2箇所3箇所4箇所がこの辺に集中して出てきております。いずれもこの辺の土地は美良布平野の中心部になるわけですけど、どういいますか、ちょっと周りのところからいいますと、土地が高いです。田んぼではありますけど、昔からちょっと水利の便利の悪いところです。いずれも耕作されておる方が歳がいていて、草刈とかして、たたいて貰ったりとかして維持管理をしているような状態です。あの、香北町の場合、もう1件後から出てくるのもそうですけど、香北町の西川というところから水路を3里位引っ張ってきて、ちょうど山田から香北の市役所まで10キロあまりですか、それと同じくらいの距離を水路を山の中をずっと引っ張ってきておるわけです。香北町の場合は大きい川っていうのがないです。南岸には。物部川はとっと下にあるってことで、あまり水利のえいところではないです。そういったところで昔から干ばつの時にはこういったところはよく水が不足すると、そういったようなところです。現在作ってくれる人もおらず、後継者もおらずっていう形で太陽光の方へお世話になりゆうっていうこういった現状です。いずれもメーカーさんは■■■と■■■というメーカーさんですが、■■■さんの分だけが■■■で後は■■■さんです。いずれも承諾は得てまして排水路も別に問題も無く、取れますので問題は無いと思います。周りの同意も得ていますので。それからすいません、資料の17-1番を見て下さい。これが■■■さんの太陽光です。メーカーさんは■■■です。文書の方でページは9ページです。資料は17でページは9ページです。

場所は香北町の役場の隣の道をずっと北へ突き当たって日ノ御子河川公園の方へ行く道ですが、ダムへ下りる直前のところです。ここは昔から畑地で地目も畑地ですけど、昔は蚕の桑を作ったりしておりましたが、水田にはこの辺りは今までずっとなくなっているところです。右側の方に点々点と木が植わっています。これが確か柚子やったと思いますけど、それ以外は草地にして遊ばして

おるような状態です。ここも北側の方には墓地があります。墓地の中を通ってを上がって行くような圃場です。下はもうずっと絶壁になっておって物部川へ下りる道になっております。農地としてはあまり活用されてないところです。これも周囲の同意は得ておりまして、別に問題は無いと思われまして。それから、それで太陽光は一応終わりで、全部で51aくらいの面積が太陽光に変わっていきます。それからもう1件、ページで6ページ、[]さん、図面の資料では、12の1番、2番です。これあのう同じ[]さんの土地だと思いませんけど、鉄塔が建っております。この鉄塔が建っておる続いた同じ筆やと思いませんけど、土地です。この方はすぐ近くに[]という圃場がありまして、そこへ入っております。大工さんです。それで木挽き小屋が欲しいということで、木材を木挽きしたりするのに木挽き小屋が欲しいということで山本さんの土地を分けていただくようになっております。建物は平屋建てで下は土間っていうことで聞いております。周囲の同意も得ておりますので、問題ないと思えます。以上です。

議長 はい。すいません、申請番号10番、竹村さんお願いします。

推進委員 (14番) すいません、資料の16-1を見てもらえますか。これは地名が大井平ですけど、梅久保からずっと上がったところなんです。そこにちょっと崖っぷちのところこの筆がありまして、現在は[]いうところが、ネギを作ってます。利用権を設定してますけど、これは解除するようになってます。それでここ水はけがちょっと悪いのと、そのためにネギを作ってたんですけど、永野の方にも圃場整備が進みまして、土地ものすごいできましてそれを引き受けなあいかんということで、ちょっと大井平の方から撤退することになったんでちょうどこの太陽光さんの話がありまして、そちらの方へ引き継いでもらうようにしました。それで一応問題は無いと思えます。以上です。

議長 以上、補足説明まで終わったと思いますが、ただ今より、質疑応答をしたいと思えますので、皆さん方からご質問があれば受けたいと思えますが、数が結構多いですので、皆さんいろいろ考えてですね、ご質問をいただければありがたいと思えますが、何かありませんかね。どうぞ、堤君。

委員 (6番) すいません、2番の件ですが、資料の8-6を見てもみますと、隣地関係者同意書の無いことの理由書っていうやつで、所有者[]さんの理由なんですけど、ちょっとこうはっきりわからないところがありますが、どうなんでしょう。

委員 (4番) ちょっと構いませんか。現場確認の時にですね、[]さんが昔土地を譲ってもらいたいけど、その場のトラブルで何か反対しゅうということ聞いた、この文章と同じです。聞いたわけです。僕も昔[]さんと知り合いですね、何かあったときにまた僕で良ければ中へ入って相談させていただきたいですが、またご連絡下さいって言ったんですけど、まあこの会社の方からですね、ご連絡は無かったといういきさつがあります。一応それだけ報告しておきます。

議長 この資料8-8に日影図がついてますよね、これで認めてほしいということですか。これと違う。

委員 (4番) そうです。

議長 そういうことよね。よう県の審議会でもよう日影図がついてくるがですよ。隣には影響を及ぼさないという見方をするがですけど、合意が取れない場合にはこういう日影図を書いてきてですね。これ高さはどれくらいに設定しちゃうの

う。1.2m位の高さやけど、大体が。高さ書いてない。それであまり隣には日陰にはなりませんよということですね、許可してほしいというようなことが出てくるのですが、資料の8-7の枠の中に上から3つ目で、周辺農地の日照、通風について最後の端に日照には支障ありませんと書きちゅうわけです。これで農業委員会は認めれるというふうなことなのか、それとも隣地の同意をどうしても貰えというのか、そこのところは委員会で判断をせないかんと思います。大体今までですと日陰図付けてきて支障がないよと、ということの、まあいうたら向こうからのこういう正式の文書が来た場合にはですね、まあ、これで仕方無いねと認めないかんろうねというふうな話に大体なってくるがですよ。そこをうちの委員会はうちの意見は独自ですので、別にそりゃあいかん。これ[]は買ったかったが。

委員（4番）　　そうです。自分も確認して印を押してから、こりゃあ、後で反対しゆうき、どうしようかなど。自分でも心配しよったがは心配しよったがですよ。

議　　長　　何かええ意見ないかね。

委員（4番）　　自分でも判を押して弱ったと思ってよ。

議　　長　　西村広幸何か、他の意見。はいどうぞ。

委員（9番）　　申請番号9番ですけど、9番じゃないわ、ごめん、ごめん、11番、地番が18-3に18-4となってますけど、所有者が名前が違うようになってますけど、これ同じ太陽光なるがですけど、地番も所有者も違うやったら申請番号を変えんといかんことないろうかと思うてよね。別々にせんといかんことないろうかと思うちゅうけんど。簡略化でこんなこんな事しちゅうろうかと思う。

事務局　　事務局の方からお答えします。除外等の時はそれぞれ1筆ずつおひとりの申請者につきひとつの案件として取り扱いましたけれども、今回の転用で太陽光パネルをということで続きの土地で一体化として使うのでこういうふうな連名ですることは差しさわりはありませんというふうなことで県の方にも当然これで行きます。県の方にも連名で構わないということ。

委員（9番）　　はい、わかりました。

議　　長　　これは地上権のみであって地上権というのは。

委員（9番）　　所有権までは変わらん。

議　　長　　そうやけど、鉄塔の下らあも地上権がついちゅうがやね、空中線が通ちゅう下は、そうか。はい、わかりました。

事務局　　事務局の方が写真を最初に撮りに行ったときにもご近所の方にちょこっとお話を聞きまして、申請地のお隣の方に。確かに持ち主さんと連絡が取れんとそこは言っていましたね。所有者さんがこちらから連絡が取れんようになってますっておっしゃって、反対したくても反対のしようがないっておっしゃってました。

議　　長　　ということは隣地は反対やけれども、その貸そうとしゆう人、借ろうとしゆう人に連絡が取れない、それで対応のしようがない言うたらおかしいけんど、それやったら認めるわけにはいかんろうねえ。そうになったら、それやっぱり双方がお互いにかんならいかん、かまんならかまんということの決着をつけて

もらわんとあやふやでいながらここへ出されてもうちもやりようがないよね。事務局がそういう、まあいうたらことになっちゅうと、写真撮りに行ったときに隣のハウスが建っちゅう人やねえ、一部。どの人のことを言いゆうがで、隣地というのは。ハウスが建っちゅう言うたって、けんどハウスはビニール張っちゃあせんかえ。これ。

事務局 お話聞いたのは右隣の東側の農地の方。

委員（４番） 資料８－１の下の航空写真のですね、①の左側に赤の矢印がありますよね、このハウスが■■■■さんのハウスです。それと①の丸の東のこのハウスもハウスです。仁さんのハウスです。この矢印の隣のたたいちゅう田んぼはこれ誰かな。これがたぶん■■■■さんのじゃないろうかと思うんですけど。

議長 ■■■■さんも同意をもらってない。

委員（４番） ■■■■さんもここへ書きちゅうようにですね、同意書のない理由書へ書きちゅうようにですね、何か書きちゅうでしょう。■■■■、住所に郵便物を送付するが宛名に無いとなり、現在は別人が居住している。連絡手段が無いということとここで連絡が取れないということだと思います。

議長 それは地主さんにね。

委員（４番） はい。

議長 地主さんに連絡が取れてなくても会社はここで太陽光をしたいというがよね。

委員（４番） そうです。

議長 会社が責任を取って、本人と連絡を取ってもらわんといかん。近所の人には連絡がつかんけんど、行方不明で連絡がつかんかどうか知らんけんど、事業をしようという人には連絡はつくがよね。

委員（４番） はい。

議長 それなら事業をしようとする人が、その人の同意を貰うてくれと言われたと。それやったら事業をしゅう人が同意を貰いに行くかどっちかが努力をせなあいかんということやね。まあ、私そんなに思うけんど。

委員 ここに書いてあるようにですね、■■■■さんがとにかく反対の一点ばりと書いてありますので、僕本人とよう話してないですけど、書きちゅう方がこの■■■■さんと話してですね、反対の一点張りだとここへ理由書として提出していただいていますので地権者の３件の内１件でもですね、こういう反対があったらですね、やはり問題になってくると私は思ってるんですけど。

議長 それからもういっぺんこの８－２の写真を見るとよ、ハウスの中作っちゅう、これ。

委員（４番） これもう作ってないです。８－２の。

議長 これは■■■■君のかよ。

- 委員（４番） この８－２の３４４の向こう側のハウスですよ、
- 議 長 左側に見えゆう電柱が建ちゅうところの。
- 委員（４番） それはね、■■■さんくのハウスじゃないと思います。誰んくのハウスかわからんけど、なんちゃあ作ってないです。
- 議 長 この人の同意は。
- 委員（４番） この人の同意は、■■■さんくじゃないろうかと。
- 議 長 この人も反対よね。
- 委員（４番） 隣接地。
- 議 長 ただね、こういう場合に隣接地の農地をこういうふうにしちよってよね、それで反対するっていうその理由をよね、わからんこともないがよ、そら、おんしゃあ、反対する理由があるかよ、自分もなんちゃあ農地として管理をしやあせんのに人が隣に何かする言うたときに反対をするがかえって、そういうことを言えんことはないよね。どっちがどっち、どっちもどっちや。
- 委員（４番） とにかく■■■さんが反対の一点張りやとこれが一番もう自分も。
- 議 長 何かええ意見ないかえ。最終的にはみんなあにひとつずつ分けてよ、賛否を聞わなあしようがないよねえ。この案件だけはどうしますかって。それで賛成多数なら、そらもう同意ってことになるき、認めるってっことになるき、結局そうせんとやりようがないわね。
- 委員（６番） 結局、これやったら隣地は誰も承諾が取れてないっていうことやき。もうちよつと努力をしてもらわんことには。
- 議 長 そういうことよね。もうけどそういうことでいくで。これだけよね、他はかまんがよね。
- 委員（５番） 申請番号１１番、■■■の何件かあるうちの１１番だけ、資料１７－３、周辺農地に対する被害防除計画で東西北が被害防除計画、南は一部隣地同意ありって、他の案件は全部同意ありって、隣接同意ありあるんですけど、ここだけどうしてこうなっちゃうか、それとこれ見よったら被害防除計画の計画図、計画図かねえ、それも見えんのですが。これどういうふうになっちゃうがやお、同意書全部貰うちゅうがやおかと思っ。
- 議 長 ちよつと待って。その一部ってどこやろうね。写真の１７－１の下段の写真で②っていうところの矢印があるけれどもこの②の矢印のちよつと左に睥みたいのがあってちよつと左側に１筆、それから矢印の方に１筆みたいになっちゃうけど、その２筆で貰わなあいかんじゃないかよとということよね。
- 委員（５番） それと、この周りもちよつと畑、田んぼもあるしね。
- 議 長 東は被害防除計画、西も防除計画か。
- 委員（５番） 同意を貰うちゅうかどうかって。

議 長 同意はないわ。同意ですね、菰生野字松林16番3、どれが16番3かわからん。両方とも南南で、同じ畑、畑。

17-4の資料を開けてくれますか。そのパネルを置いちゅう絵になちゅうところの下の端、16-3、16-2、これ3と3になちゅう、37㎡、これが同意があるがですよ。778同意なし、他には同意ないろうね、どうせ。まあ、皆さんちょっと考えて。この場合、同意が無い場合、その認めるか認めんか、これから先、こんな問題が出てきたときにはよね、やっぱり同意を求めるといことにしちゅうきよね、かっちり求めていかんとよ、あやふやになると非常に困る。すいません、私が言うたのがさつきですね、16-3は同意を貰ってます。これは2人の共有ですと。それで16のここに同意書の関係所在地16-3、16-3で畑、畑で37㎡。37㎡を2人がもっちゅうということ。16-2はですね、同意は無い。778も同意が無いと言うたろう。その右側19-1それも同じ人です。結構面積的に接しちゅう面積多いです。被害防除計画もついてませんので提出を求めないかん。日当たりに対しては影響は出てこない。同意を求めて同意をいただいたらどうする。県の場合はよ、常設の場合は同意あり次第許可という採決の仕方があるがよ。今日は同意がないき、許可しませんよとけども、同意書がきたらその時点で許可しますという方法もあるし、うちはなんちゃあ毎月毎月ありますので、来月にですね、もう1回審議をしますと同意書がきたならば来月、審議をしますと、来んかったら2か月、3ヶ月先まで同意が来るまで待ちますよという方法はそれも取れるわけよ。

推進委員 (8番) 議 長 すいません。

推進委員 (8番) 議 長 はい、どうぞ。

推進委員 (8番) 議 長 前の会でですね、一応香美市農業委員会としては同意を前提とするという話をしたように思うんですけど、わかりませんが、確か1度そういう話をしたように思います。

議 長 わかりました。もし、相手方に言われたらですね、うちの委員はちゃんとその内容を書きゆうとそして同意を求めるといことですのでそういう決議をしちゅうと。そいでこれを崩すわけにはいかんというふうなことの返事もできると思いますので。

委員 議 長 いや、ただ私だけです。ひょっと他の方も

委員 (5番) 議 長 みんなあ聞いちゅうと思うで。休んじよつた人は知らんけど。そういう形で香美市の農業委員会はいきたいというふうに判断もしますので、皆さま方から他にご意見があればですね、そのほど厳しう言わんでもえいじゃないかと言われる方がおればですね、そりゃあまた検討せなあいかんですけれど。1回そういうにしちゅうっていうがですよ、それを崩すやったら崩すなりの理由がないといかんと思いますので、一旦そういう同意が無い場合は認めんよと同意が出てきたら認めましようという話になってますのでそういう方向で進めたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

委員 (5番) 議 長 そのついでですけど、防除計画よね、■■■■さん、他のがも付いてないろう。やっぱり、年に何回来て下草刈ったりして、そういう計画も欲しいよね。

議 長 これから先はそういうことも、事務局気をつけちよって。設置して許可の理由としては年に2回及び3回、その草刈もしますという一項を入れちよくとかいうことにして。

委員（5番） それが無かったら放られたらなんちゃあ言えんなるきね。

議 長 太陽光の下はそんなんに草は生えんけど、周辺はね、周辺というのは隣地と境をするくやきよね、そこは1番嫌よね、中のくはきれいに草刈っちゅうけんどもち周りはなんちゃあ刈っちやあせんやんかということになってくるき。香美市はいよいよ難しいねとよその太陽光設置業者に言われても、私なんちゃあ構いませんので、事務局が大変やろうけんども。そういうことで結果的には、11番と2番を否決ということできたいと思いますが、構いませんか。

委員（5番） 構いませんけど、他の■■■■さんの分も防除計画がついてないきよね、早急にもろうて欲しい。

議 長 それは草刈等に関してやね。今後についてはそういう項目も入れて、草刈をしますとかいうこともちゃんと書いて申請をして下さいということですね。今回も入ってない、その草刈等について管理をしていくうえにですね、草刈をしますとか項目がついてない場合には付けてもらうということで許可を出すときをお願いをしたいと思います。事務局いいですかね。

事 務 局 ■■■■さんの件については同意書があります。■■■■さんやけど、被害防除計画やはなく、同意書があつて。

議 長 それは認めるがやき。ただし、そのほかに草刈を年に2回するとかいうことも書いておいて欲しいということです。それもひとつお願いをします。それから今後に出てくる案件についてはすべてそういうことが项目的に列記されちゅうようお願いします。それでは2番と11番否決。その他について賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成ってことでお願いしたいと思います。

議 長 議案第4号農地法第4条の規定による届出取消についての報告案件ですが、お願いします。

事 務 局 議案書の10ページをご覧ください。
報告第4号 農地法第4条の規定による届出取消しについて説明致します。
1番、申請地は土佐山田町西本町4丁目115番1、地目は市街化田、面積は383.44㎡、申請人は議案書のとおり、転用目的は住宅2戸分、建築延面積は383.44㎡、取消理由は、5条の届け出をすべきだった為、受理日は令和3年1月27日です。
以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。この件についてはどこが悪いが、最初から届出をしてなかったってこと。申請者が、4条申請にして出してきちよつたがですけど、5条申請をする必要があったためにこういう結果になっておりますのでご報告をしておきますが、なにかご質問があれば受けたいと思います。

———質 疑 な し———

議長 格段無いようですので、議案第4号については報告のみとさせていただきます。
それでは続きまして議案第5号下限面積の設定についての説明をお願いします。

事務局 議案第5号 下限面積の設定について説明いたします。
今回の下限面積の設定については、下限面積の指定を解除するものと、新たに指定を行うものについて、議案としてあげさせていただいております。
ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積の公示を行う予定としております。
それでは、議案書11ページをご覧ください。変更前と変更後で記載しております。

はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北町及び物部町が30a、土佐山田町が40aと変更はありません。

次に、農地法施行規則第17条第2項について説明致します。

変更前の適用する区域である(香北町萩野の2筆)については、空き家に付随する農地で、本日の議案第1号、番号が5番において、該当地番について3条許可が可決されましたので、下限面積の指定を今回解除するものです。

次に、変更後について、新規指定で物部町山崎、通称高尾というところになりますけれどもこちらの案件が出ております。

こちらについては、別添の資料19-1に沿って説明をいたします。

別添の資料19-2から19-4まで併せてご覧いただきたいと思っております。

農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請の所在地は、物部町山崎字上高尾110番1、面積504㎡、遊休地区分につきましては、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。

中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。

所見と致しましては、この所有者は、現在、物部町押谷に在住しておりますが、高齢でもあり農地の管理が難しくなっております。今後遊休化が確実と見られます。また、申請地は、宅地と山林に囲まれており、農地がないため、周囲に支障を生ずる恐れはないことから、設定基準に該当するものと判断しております。

なお、この空き家に付随する農地として、定住推進課からもう1筆、提案されておりましたけれども、その農地につきましては、現況が倉庫兼車庫のように使われていたため、空き家とセットにする形ではなく、所有者が農振農用地からの除外をしたのち、非農地とする予定になっております。なお、この空き家を購入される方に違う形で購入となります。以上です。

議長 以上、議案第5号下限面積の設定についての説明が終わりましたのでただ今より、皆さん方より質疑を行いたいと思っておりますが、何かご質問はありませんか。昔と違いまして空き家バンク制度ができてからですね、結構移住をしていくというかそういう方がだいぶ増えてきてますんで、この制度は非常に良かったのかなあという思いはしてます。各段ありませんか。

——質疑なし——

議長 無いようですので、それでは議案第5号の下限面積設定についての賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、有難うございました。

続きまして、議案第6号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第6号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町松本字西藤296番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,074㎡、外2筆、計3筆で合計面積、1,172㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年4月13日、引渡日は令和3年4月30日、解約理由は売買のためです。以上です。

議長

以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かありませんかね。この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

それでは議案第7号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第7号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町岩次字北西ノ内58番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は825㎡、外1筆、計2筆、合計面積3,113㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和2年12月31日、引き渡日は令和3年1月1日、解約理由は返還を受けて譲渡するためです。以上です。

議長

はい、以上説明がありました、この件につきましても皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

— 質 疑 な し —

議長

無いようですので、この件につきましても報告第7号 使用貸借終了農地返還通知については報告のみとさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

続きまして議案第8号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局

報告第8号 農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町西木町4丁目115番1、地目は畑、面積は219.53㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造 ガリバリウム葺2階建1棟、資料は20で調査員は事務局川村です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字黒土1982番70、地目は畑、面積は350㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造スレート葺2階建住宅2棟、資料は21で調査員は事務局川村です。
以上です。

議長

以上、議案第8号について説明がありました。この件について質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。ここもですね、市街化区域内の農地に家を建てられるという件でありますので、格段問題は無いと思います。報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第9号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局

議案第9号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町の農地、1,041㎡を[]の[]さんから[]が借り受けます。この後、[]というところが借り受け、水稲と野菜を栽培する予定です。使用貸借権で、期間は15年となります。

2番、香北町葦生野の農地4筆、合計2,084㎡を、[]の[]さんから[]が借り受けます。その後、[]が借り受け、野菜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

16ページいきまして、3番、香北町葦生野の農地3筆、合計1,410㎡を[]の[]さんから[]が借り受けます。そのあと2番と同様で[]が借り受け、こちらは果樹を栽培するという事です。柚子というふうに聞いております。賃借権で、期間は15年です。

次に4番、香北町葦生野の農地3筆、合計782㎡を[]の[]さんから借り受けます。3番の農地と同じ、[]が借り受け、こちらも果樹、柚子を栽培致します。賃借権で期間は15年になります。

続きまして、通常の貸借権になります。

5番、新規設定です。土佐山田町楠目の農地、545㎡を[]の[]さんが借り受け、野菜を栽培します。賃借権で期間は3年です。

続きまして6番も、新規設定となります。土佐山田町中後入の農地、399㎡を、同じ[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は1年です。

7番、こちらは再設定になります。土佐山田町須江の農地3筆、合計3,074㎡を、[]の[]さんが借り受け、野菜を栽培します。賃借権で期間は3年です。

8番、新規設定になります。土佐山田町の農地、662㎡を、[]の[]さんが借り受け、牧草を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

9番、再設定になります。土佐山田町楠目の農地、796㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で、期間は3年です。

10番、再設定になります。土佐山田町久次の農地、1,141㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で、期間は2年です。

続きまして11番、再設定で、土佐山田町佐古藪の農地5筆、合計1,172㎡を[]の[]さんが借り受け、緑化木を栽培します。使用貸借権で、期間は1年となります。

12番は新規設定です。土佐山田町中野の農地2筆、合計2,128㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で、期間は4年です。

13番も新規設定です。土佐山田町中野の農地、1,221㎡を12番と同じ[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は5年となります。

14番も新規設定です。土佐山田町佐野の農地、2,061㎡を[]の[]さんが借り受け、オクラを栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。[]さんの方からは、耕作計画書が添付されております。

15番、新規設定です。土佐山田町の農地5筆、合計5,850㎡を[]の[]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃借権で、期間は10年です。

16番は再設定になります。土佐山田町楠目の農地3筆、合計4,545㎡を[]の[]さんが借り受け、ヤッコネギを栽培します。賃借権で、期間は10年です。

17番、再設定になります。土佐山田町の楠目の農地、2,600㎡を16番と同じ[]の[]さんが借り受け、同じくヤッコネギを栽培します。賃借権で、期間は10年となります。以上です。

議

長

以上、説明が終わりましたが、関係をする[]がおりますので[]君に退席をしていただいですね、[]君の案件を先に済ませたいと思いますので

よろしくお願いをしたいと思います。

—————**委員退席**—————

議 長 それでは 20 ページの 12 番、21 ページの 13 番の 2 つにつきましてみなさんがたよりご質問があれば受けたと思います。何かご質問はありませんかね。

—————質 疑 な し —————

議 長 各段無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いします。

—————全 員 挙 手 —————

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

—————**委員入席**—————

議 長 **委員承認を受けましたので、作っていただくようお願いします。**
それではその他の案件すべての案件で質疑を行いたいと思いますが、何かございませんか。はい、西村委員。

委員 (9 番) 申請番号 15 で 5 筆あるやるやつですけど、これは**君**が何年前こっちへ移住というか変わってきて農業をやっている人ですけど、これ 5 筆全部 3 年 3 作は済んじゅうわけですか。この名前を**君**というがはこの**君**が作ちゅう株式会社でありますけど、所有権というか貸し借りのやつ自分が作ちゅう会社へ移いても 3 年 3 作は育っちゃあせんといかんと思いますけど、どうなっていますか。

議 長 他に何かありませんかね。
私も家近くですんで、**君**、**君**さんがたぶん代表取締役をしゅうと思います。息子さんか。本人なら私どうかと思いいおったけど息子さんやってもよね、3 年 3 作をしちやらあなあいかんのか、してなくてもいい、してなくてもいいのが問題よ。

委員 (9 番) 自分くやき、なんちゃあかまわんわ、ゆうたらかまんわねえ。そこのところ、農業委員会として、そういう途中で息子さんに、その、まあ、ゆうたら貸し借りの何するやったらかまんろうかと。

議 長 **君**さんこれから他にもよねえ、一番新しゅうに買うちゅう土地が**君**さんの土地買って、もう柚子植えちよらあね。それは入ってないわね。養護学校の東側。親子で売ったり買ったりとかいうことについてして、3 年 3 作が適用されんやったらそらかまんでねえや。すいません、西村君の質問についてちよっと今問合せをします。返事が来るのがちよっと時間がかかるかもわかりませんが、この件についてはいろいろ調査をして 3 年 3 作がどうしても必要だということになればですね、3 年 3 作を待ってじゃないといかんけれども、**君**さんの、個人が持つちゅう土地を息子さんに譲ることについては 3 年 3 作が適用されんということであればいきるわけね、それは結果待ちで、もし、それが所有権移転してもかまんということになれば、これを認めますが、3 年 3 作がですね、利用権の場合でも移すことがいかんかったら待ってもらわんといかんけど、かまんかったら許可をしたということで、後日結果待ちで許可をするようにします。

委員（9番） 親子関係で何やし、その株式会社を作つてよね、これへ会社会的なもんへ今度貸すよになつちゅうきよね、まあ子供に直接貸すがやったらわかるけど。

議長 たぶんお父さんも会社の役員に、一員になつちゅうと思いますので、本人のね。

事務局 これですね、実は会社が倉庫を建てたくて、この2筆ご自身がやりゆう畑の近くに、それを作るために農地を持った会社であるという事実が欲しくて、確かこの利用権結んだんだと思います。会社名義にしたいということで。

議長 それが良ければ許可にします。けれども、それがいかんっていうことやったらよね、3年3作待つてもらわなあいかん。そういう判断をしたいと思いますので、これについては来月まで待つということで無く、結果待ちで結果で良ければそういうことで許可をしたいと思います。
他に何かありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無ければですね、議案第9号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。


——全員挙手——

議長 はい、全員賛成でした。有難うございました。
今日の議案につきましてはですね、その他の件がありますが、格段ありませんので、ただ今から少し休憩をしますね、農用地利用最適化推進意見交換会を開催したいと思いますので少しの間小休をします。今日は大変案件がよけいあってですね、時間がだいぶ押していますので、すいません、よろしくお願ひします。

閉会（15時43分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名 人 三谷富重 

署名 人 岡本博臣 